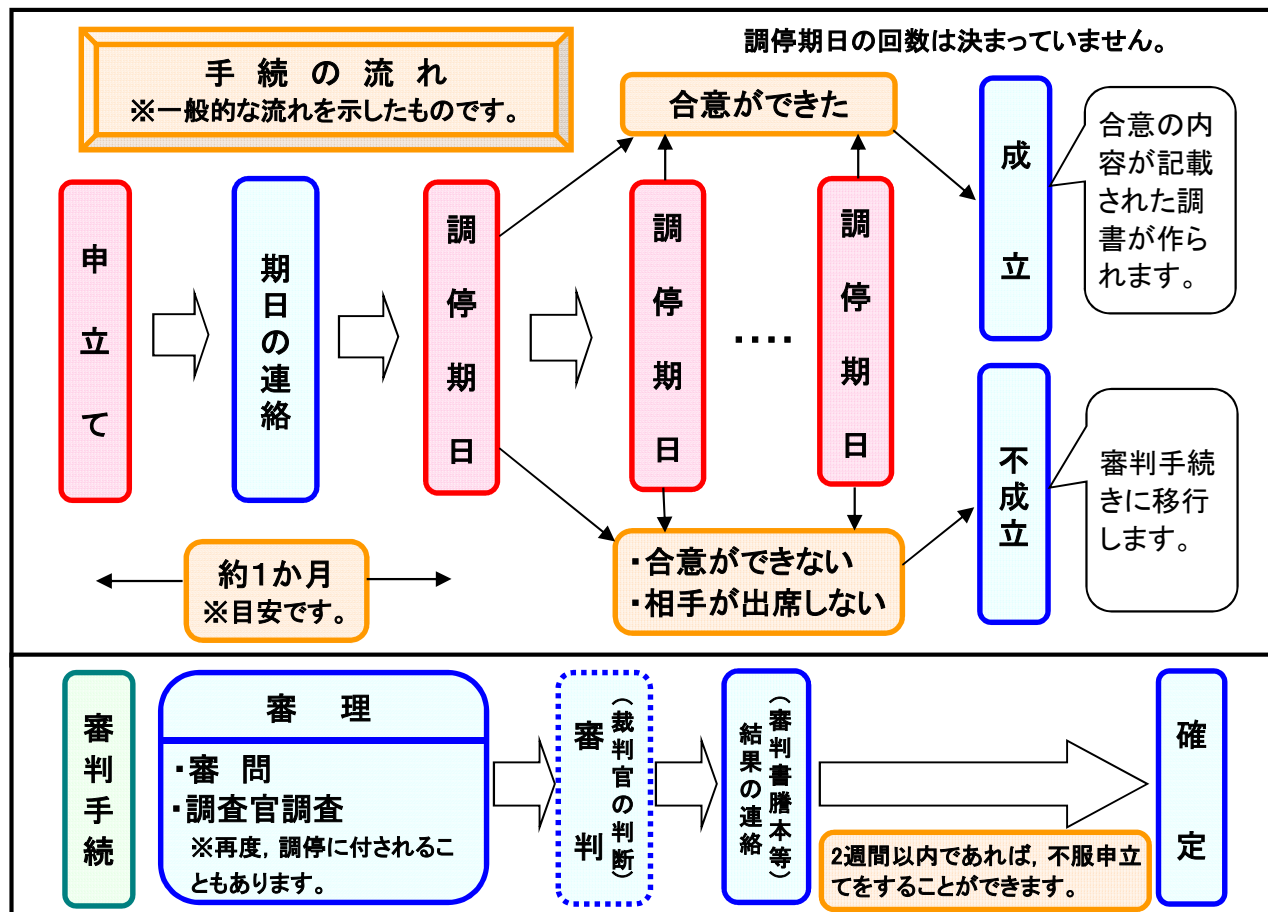


## 「婚姻費用分担」調停とは・・・

夫婦間の婚姻費用の分担(支払)について、裁判官と調停委員2人以上で構成される調停委員会が、双方から収入、支出などの事情や意見を聴いたり、必要に応じて資料を提出してもらおうなどして、お互いが納得して問題を解決できるように、実情に即した助言やあっせんをする手続のことで(民法760条)。

この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意し、裁判所に提出してください。

申立てをする人	夫又は妻
申立てをする裁判所	相手になる人の住所地又は合意で定める家庭裁判所
申立てに必要な費用	<input type="checkbox"/> 収入印紙 1,200円分 <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手 930円分 <b>【82円8枚, 50円3枚, 10円10枚, 2円10枚, 1円4枚】</b>
申立てに必要な書類	<input type="checkbox"/> 申立書, 申立書のコピー, 進行連絡メモ 各1通 <input type="checkbox"/> 夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通 <input type="checkbox"/> 家計状況説明書 1通 <input type="checkbox"/> 申立てをする人の収入関係の資料(源泉徴収票, 給料明細, 確定申告書, 所得証明書等の写し) ※ そのほか書類の提出をお願いすることがあります。



## よくあるご質問

**Q1 「婚姻費用」には、どのような費用が含まれるのですか。**

婚姻費用には、衣食住の費用のほか、出産費、医療費、未成熟子の養育費、教育費、相当の交際費など、およそ夫婦が生活していくために必要な費用が含まれます。

**Q2 婚姻費用の分担額は、どのように決められるのですか？**

お互いの意向に基づいて話し合いが進められますが、双方の資産、収入、支出、子の有無、子の年齢や別居中の生活費などが考慮されます。

**Q3 調停での話し合いがまとまらない場合は、どうなるのですか？**

調停は不成立として終了しますが、引き続き審判手続で必要な審理が行われた上、審判によって結論が示されます。

**Q4 調停や審判で決まった婚姻費用分担金が支払われない場合は、どうすればよいのですか？**

決まったとおりに婚姻費用分担金を支払うよう家庭裁判所から相手に勧告することを求める「履行勧告」の申出をすることができます。履行勧告の申出には費用はかからず、電話で申し出ることもできますが、相手の現住所を明らかにすることが必要です。ただし、相手が勧告に応じない場合は、支払を強制することはできません。また、金銭の支払を内容とする調停や審判の場合には、地方裁判所で強制執行(差押)の手続をとることもできます。強制執行の手続の詳細については、地方裁判所の執行係にお問い合わせください。

**Q5 夫婦の収入状況が変わった場合、調停や審判で決められた婚姻費用の分担額を増額又は減額するよう求めることはできますか？**

調停後や審判後に、審判や調停の基礎となった事実関係や事情に変更があり、実情に合わないと思われるときは、婚姻費用の分担額の変更を求めて、婚姻費用分担金増額又は減額の調停を申し立てることができます。

名古屋家庭裁判所(本庁)に申立てをする場合の申立書等の提出(送付)先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目7番1号 名古屋家庭裁判所 家事受付センター  
( TEL 052-223-2830 )